

一つの協議依頼書に付き、協議確定書（通知書）は一通になります。
土地所有者が複数名でも同様です。

道路境界確定協議依頼書

〇〇年〇〇月〇〇日

堺市長様

実印

住所 堺市堺区南瓦町3番1号

依頼者 氏名 堺 路政

実印

堺

(土地所有者) (電話) 072-233-1101

代理人に様式第2号で依頼しない場合は空白にしてください。

住所 堺市堺区〇〇町 〇番〇号

代理人 氏名 大阪 堺

使用印

大阪

(電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

下記協議地と市管理道路との境界確定協議を行いたいので、関係書類添付のうえ依頼します。

協議地は、土地所有者の所有形態が同一かつ一枚の図面で収まる範囲の場所であれば、一つの協議書で依頼を行うことができます。

職印（使用印）

協議後の受取印が職印ではない場合、受取印も押印してください。

1. 協議地 堺市堺区 〇〇町〇番〇

2. 境界を確定する道路の種類

(道路名)

(1) 市道 (〇〇〇〇号線)

(2) 府道 (〇〇〇〇〇線)

(3) 国道 (〇〇〇号)

国道26号以外の国道・府道については堺市で境界確定を行います。

3. 依頼理由 (1)地積更正 (2)分筆登記 (3)売買 (4)その他()

4. 添付書類

- ①委任状(代理人が依頼する場合) ②印鑑登録証明書(法人の場合は資格証明書および印鑑登録証明書) ③土地登記事項証明書(全部事項証明書) ④法務局備付地図(公図)の写し ⑤協議地及び近隣の地積測量図 ⑥隣接地所有者等土地調書 ⑦付近見取り図 ⑧その他必要書類

5. 注意事項

- (1) 法務局備付地図 (2) 相続関係図 (3) 協議地の法務局備付地図(公図)の写し (4) 依頼書の有効期限は受付日から1年間です。依頼者の都合で協議依頼を取下げの場合は、取下書(様式第7号)を提出してください。有効期限を過ぎた場合、または取下書が提出された場合は道路境界確定協議依頼書を返戻します。

②印鑑登録証明書③土地登記事項証明書は原本が必要です。ただし、②に関しては様式第5号の返却希望届が提出された場合、複写の提出があれば原本の返却を行います。(⑧その他必要書類で原本が必要になる場合があります。この場合も②と同様の手続きで返却を行うことができます。)